

かすみがうら市消費生活センター

くらしのほっと通信



ほっとクン

かすみがうら市消費生活センターでは市内在住の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談を受け付けています。
また、市民の皆様からの情報提供もお願いしています。

9月は高齢消費者被害防止月間です！

60歳以上の方のトラブルが急増しています！

平成 29 年度は、60 歳以上の方からの相談は 40%でしたが、今年度は 6 月までに 52%と架空請求に関する相談が急増しています。架空請求の事例を紹介します。



葉書

「消費料金に関する訴訟最終告知」等の**架空請求葉書**が女性宛に送られてきます。法務省・訴状・裁判・財産等の差押えなど、聞きなれない文言にビックリ！
★書かれている番号には連絡しないこと！！

メール

大手通信販売会社などで「料金未納」等の SMS (ショートメッセージサービス) が来ます。聞いたことのある、あるいは取り引きしたことのある業者名を使います。
★携帯電話番号で送信され、個人は特定されていませんので連絡はしないこと！！



電話

裁判所を名乗り「健康食品の代金」等の請求が来ます。既に亡くなっている方への請求もあります。
★裁判所からいきなり電話は架かってきません。電話帳等を見て架けてきますので、不審だと感じたら即切ること！！
留守番電話機能を上手に使い、迷惑電話には対応しないこと！！



いずれも個人を特定しているわけではありません。
連絡することで個人情報や相手に与えてしまいます。
書かれている番号への連絡はしないで、消費生活センターへご相談ください。

「センターに連絡したいが、今日は休みだ」、そのような時は **188** へ、開所しているセンターにつながります。平日は下記にご連絡ください。

かすみがうら市消費生活相談のご案内

消費生活センター

所在地

- 本所 かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎内 (大和田 562)
- 出張相談所 勤労青少年ホーム内 (稲吉 2-6-25)

相談日

- 本所相談日 月・火・木・金
- 出張相談日 水・木・金 (不在の場合もあります)
(祝日・年末年始を除く)

相談時間

午前 9 時から正午 午後 1 時から午後 4 時まで

電話

0299-59-2111・029-897-1111 (どちらでも可)
※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

休館日の情報は電話やホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。(年末年始を除く)

相談事例 こんな相談ありました！

儲け話は要注意 うまい話は疑いましょう！

- 自然食品のオーナー契約、半年後に高利子がついて償還されるはずが、今年に入って償還されない。
- テレビ電話のオーナー契約+マルチ商法、複数台のテレビ電話を購入契約、それらをレンタルしてレンタル料が収入になる。更に友人・知人を紹介すると紹介料も入る、こんな話信用できる？
- 仮想通貨の購入、A社から仮想通貨購入に関するパンフレットが届いた。
B社・C社から「仮想通貨の購入権利を高値で譲ってほしい」と電話勧誘があった。
高額提示したB社に売るためA社と購入契約をし、お金を払った。
B社に売却の連絡をしたが通じず、A社・C社とも連絡が取れなくなった。

インターネット接続回線トラブル 契約変更で安くなるはずが、かえって高くなった

- 大手通信業者名で電話があった。負担なしで電話代やネット利用料が安くなると勧誘を受けた。
言われるままに大手通信業者のH・Pから転用承認番号を取得し、電話の相手に伝えた。
安くなるはずの利用料が、3倍近くになった。解約するにも違約金がかかる。

点検商法 必要ない工事ははっきり断る

- 水道管の点検をするといきなり業者が訪ねてきた。
- シロアリの点検をしてあげる、と親しげに話しかけてきた業者、床下にもぐり何やら液体を撒いた後、高額請求にビックリした。支払いをせかされ不信感が出た。

火災保険で無料修理 無料でも必要のない工事はしない

- 自然災害による家屋の修理が無料で出来るので、保険請求を代行する、と業者が訪問や、電話勧誘をしている。高額な代行手数料などのトラブルになる場合がある。

原野商法 持て余していた土地を高額で買ってくれる!?

- バブル期に購入した山林、高額で買いたいと電話があった、数年前にも売るために広告代を払った。
- あまり価値がない原野を買ってくれると言うので、複数枚の契約書に署名した。
売ったはずなのにお金を払った、契約書をよく見ると、別な土地を買ったことになっていた。
- 耕作しなくなった畑を買いたいと言うので、登記料や測量費等の名目で大金を立て替えたが、連絡不能に。

キャッシュカードは絶対 他人には渡さない 暗証番号は警察官、銀行員にも教えない

- 警察を名乗る男から、あなたの口座から現金が引き出されたのでカードを止めた。カードを預かるので渡して欲しいと言われ、暗証番号を聞かれたので教えた。口座から多額が引き出されていた。

トラブルに遭わないために

先にお金は払わない、「後で返す」は騙しの口実です。

その場で契約しない、高額な契約は必ず数社から見積を取りましょう。

契約書等の書面を受領したらよく読み、内容が理解できない契約は止めましょう。

訪問販売・電話勧誘販売等にはクーリング・オフが使える場合があります。



消費生活センターって？

相談日時・場所等は表面を参照してください

消費生活センターは何するところ 事業者と消費者の契約トラブルの解決を図るための行政サービス機関です。相談内容は、全国消費生活相談ネットワークシステム(PIO-NET)に入力し、一元化され情報共有されます。この情報は、法改正への重要な資料となり、被害拡大防止に役立っています。(個人情報秘密厳守)

相談したけど役に立たなかった どのような相談でもお受け出来るとは限りません。

個人間トラブルや業者間のトラブル、労働問題等は対象外です。

センターの業務範囲外の相談は、各関係機関をご案内させていただきます。

相談員ってどんな人 消費生活相談の専門家としての資格を所持して業務に携わっています。

法律家ではないので、相談者の代理は出来ません。あくまで話し合いでの解決をはかっています。

よって、相談者のご意向に沿えない場合もあります。